

「中小企業振興会館」機械警備等業務仕様書

1. 件名

中小企業振興会館機械警備等業務

2. 警備目的

警備対象施設における火災、盗難を防止し、その他の不良行為を排除するとともに、施設物品の保全を図り、もってその業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 警備責任時間

警備対象施設から警報装置作動開始の信号を受けた時に始まり、警備対象施設から警報装置作動解除の信号を受けたときに終わるまでのあいだの時間とする。

4. 警備方法

- (1) 警備対象施設に警報機器及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置等」という）を取り付け、「防犯」監視、「防災」監視を間断なく実施すること。警備対象施設で発生した異常事態を基地局へ携帯電話無線パケット網の無線通信を使用し自動的に通報する機能を有するものであって、警備実施中において警報受信装置を監視できるものとする。
- (2) 異常情報を受信したときは、直ちに緊急要因（警備対象施設の異常事態に備える者）を出動させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは、関係機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。
- (3) 専用アプリを使用し、スマートフォンからシステムの操作や警備状態の確認などが行えるものとする。

5. 警備装置等の保守点検

警備装置等の機能については、常に円滑に運用できるよう、受注は適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を報告すること。なお、点検の結果、機器の補修、取り替え等があった場合には受注者の負担により行うこと。

6. 警備記録の提出

受注者は、警備開始・警備解除時刻等を記載した警備記録をネット上で受託者の専用HPから特定のID、パスワードを入力して警備記録を閲覧、印刷およびダウンロードできるようにすること。